

～従業員の個人住民税の特別徴収を
実施していない事業主の皆さまへ～



山梨県とすべての市町村から、重要なお知らせです！

個人住民税特別徴収の実施について

- ◆ 個人住民税の特別徴収とは、事業主の皆さまが国の所得税と同様に特別徴収義務者として、納税義務者に支払う給与から毎月徴収し、納税義務者の住所地の市町村に納入していただく制度です。
- ◆ 地方税法第321条の4及び各市町村の条例により、給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収により納めていただくことになっています。確実な税の徴収のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

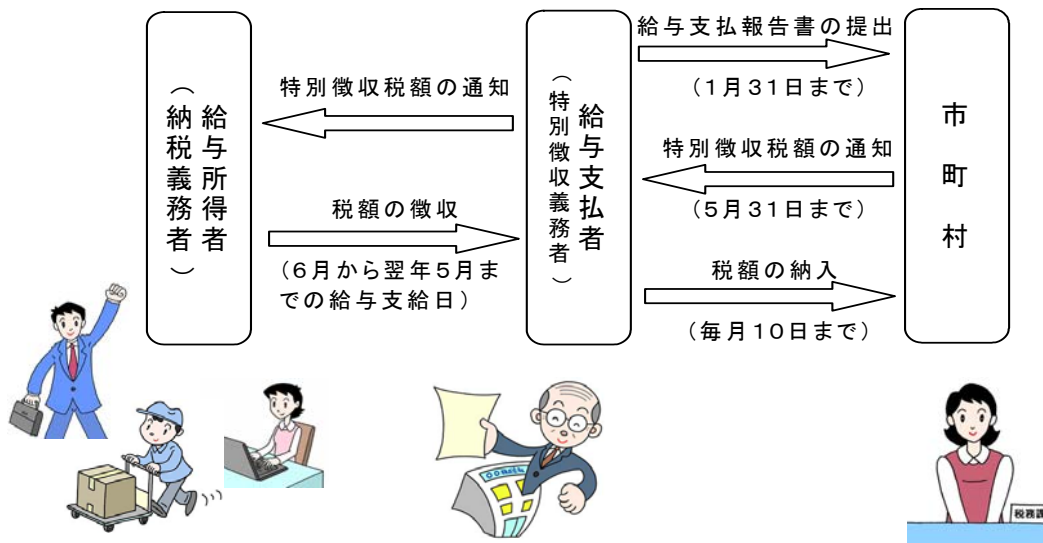
特別徴収の手続きのあらましは、次のとおりです。

1 市町村からの特別徴収税額の通知

市町村から5月31日までに特別徴収税額の通知を送付しますので、給与の支払いを受けている納税義務者に対し特別徴収義務者から通知していただきます。

2 特別徴収による徴収金の納入

通常、特別徴収税額総額の1/2分の1の額を6月から翌年5月までに毎月支払う給与から徴収し、徴収した月の翌月10日までに市町村へ納入します。



※ 詳しくは笛吹市役所税務課市民税担当（055-262-4111内線225）までお問い合わせ下さい。

個人住民税特別徴収についてのQ&A

Q1 今まで普通徴収で特に何も言われませんでした。なぜ今さら特別徴収しなければならないのですか。

A1 地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業所（給与支払者）は、同法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、原則として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。ぜひご協力をお願いします。

Q2 特別徴収は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕もないのですが。

A2 従業員の居住市町村ごとに税額を振り込む必要はありますが、所得税と違い、税額計算は市町村で行い、従業員ごとに税額を通知します。また、金融機関によっては住民税特別徴収代行サービスを提供している場合もあり、金融機関の窓口まで出向くことなく納付ができます。（※）

また、従業員が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を2回にまとめて納付することもできます。

（※）サービスの有無及び詳細については、お取引先の金融機関等にお問い合わせをお願いします。



Q3 手間をかけてまで特別徴収に切り替えるメリットはあるのですか？

A3 特別徴収することにより、従業員の方が金融機関へ出向く手間が省けます。また給与から直接徴収されるため、納税忘れにより延滞金を徴収されるなどの事態を避けることもできます。

さらに、従業員（給与所得者）の方にとって年4回納付の普通徴収の負担感は相当なものです。それに比べ特別徴収は年12回となるため、1回あたりの負担が軽くなります。

【例：年間税額が24万円の場合】

普通徴収だと…1回あたりの納税額6万円

特別徴収だと…1回あたりの納税額2万円



Q4 特別徴収を始めるにはどのような手続きをとったらいいのですか？

A4 毎年1月末までにご提出いただいている「給与支払報告書」により、特別徴収する旨のご申請をお願いします。（詳細は各市町村にご確認ください。）

また、年度途中からの切り替えについても承ります。より詳しいお問い合わせは、各市町村の住民税担当課までお願いします。